令和６年第２回豊後高田市議会定例会会議録（第４号）

○議事日程〔 第４号 〕

令和６年６月25日（火曜日）午前10時０分　開議

※開議宣告

日程第１　第29号議案から第35号議案まで及び第３号報告から第５号報告までについて委員長報告
（質疑・討論・表決）

日程第２　第36号議案上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第３　第37号議案上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第４　第38号議案上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第５　第39号議案上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第６　意見書案第１号上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1	番	野崎　良
2	番	在永　恵
3	番	於久弘治
4	番	毛利洋子
5	番	中尾　勉
6	番	井ノ口憲治
7	番	阿部輝之
8	番	土谷信也
9	番	成重博文
10	番	松本博彰
11	番	河野徳久
12	番	安東正洋
13	番	北崎安行
14	番	河野正春
15	番	菅　健雄
16	番	大石忠昭

○欠席議員（０名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大塚栄彦
次長兼議事係長	近藤浩二
総括主幹兼庶務係長	黒田祐子
主幹	清水栄二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	佐々木敏夫
副市長	安田祐一
市参事兼総務課長	飯沼憲一
市参事兼企画情報課長	丸山野幸政
市参事兼社会福祉課長	田染定利
市参事兼商工観光課長	河野真一
市参事兼消防長	友久　優
財政課長	伊藤昭弘
地域活力創造課長	小野政文
税務課長	瀬々信吉
市民課長	黒田敏信
保険年金課長	佐々木真治
子育て支援課長	水江和徳
健康推進課長	近藤直樹
人権啓発・部落差別解消推進課長	後藤史明
環境課長	塩﨑康弘
農業振興課長	川口達也
耕地林業課長	阿部博幸
農業地域支援室長	首藤賢司
建設課長	馬場政年
都市建築課長	近藤保博
上下水道課長	遠江正美
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	船木靖幸
会計管理者兼会計課長	山田英彦
選挙管理委員会・監査委員事務局長	藤重深雪
農業委員会事務局長	田中良久
教育委員会	
教育長	河野　潔
教育総務課長兼地域総務一課長	植田克己
文化財室長	河野典之
学校教育課長	河野政文
総務課　課長補佐兼総務法規係長	矢野裕治
主幹兼秘書係長	齋藤恭子

○議長（安東正洋君）　皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（安東正洋君）　日程第１、第29号議案から第35号議案まで及び第３号報告から第５号報告までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、菅　健雄君。

○総務委員長（菅　健雄君）　皆さん、おはようございます。

総務委員長報告をいたします。

去る６月19日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案３件と報告２件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第29号議案、令和６年度豊後高田市一般会計補正予算（第２号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、繰越金、諸収入などで財源措置されており、補正額は5,878万5,000円の増額で、補正後の予算総額は、188億8,568万3,000円となっています。

次に、地方債補正については、農山漁村発イノベーション等整備事業の限度額の変更を行っています。

審査の中で委員から、65歳以上やその他の方の新型コロナウイルスワクチン予防接種事業費は国から助成金として入ってくるが、助成金2,656万円の積算根拠についての質疑があり、執行部からは、１回当たりの接種費用は1万5,300円を想定しており、その１回につき助成金が8,300円いただける。また、接種回数は対象者の４割弱、延べ3,200回を想定しており、8,300円かけ3,200回で2,656万円となるとの答弁がありました。

審査の結果、第29号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第31号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、一畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定し、また、田染真木・田染平野辺地、夷辺地に係る公共的施設の総合整備計画において整備しようとする施設の追加等に伴い、辺地対策事業債の予定額等を増額するため、それらに係る計画を変更するものです。

審査の中で委員から、田染真木の観光・レクリエーション施設では、昨年６月議会での辺地債予定額は3,320万円であり、今回の資料では5,690万円となっている。その差額は2,370万円と考えるが、今回の補正予算上では990万円となっているのはなぜかとの質疑があり、執行部からは、今回の辺地計画上の事業費の差額は、約2,300万円の増額である。経過を説明すると、この計画が議決された昨年６月議会時の総事業費が約5,400万円、その後、本年３月議会で担当課が当初予算を計上した時点で差額として約1,500万円増額しており、今回約800万円の増額を予定しているためとの答弁がありました。

また、辺地債が１年の間に２回も変更となった理由についての質疑があり、執行部からは、担当課からは、昨年の計画策定時では最小限の計画としていたが、その後、駐車場整備に係る費用などを追加した令和６年度の当初予算を編成したと聞いている。今回の補正予算は、進入路の拡幅、地盤の強化等の追加費用を計上したと聞いているとの答弁がありました。

審査の結果、第31号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第32号議案、豊後高田市税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税において公益信託事務に関連する寄附金税額控除を追加する措置を講ずるものです。

審査の中で委員から、今回の改正により恩恵を受ける対象者についての質疑があり、執行部からは、現在、公益信託は全国でも400件ほどであり本市では該当者はいない。今回の改正後においてどれくらいになるかは、今現在では見込めないとの答弁がありました。

審査の結果、第32号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第３号報告、豊後高田市税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和６年３月30日に専決処分したので、承認を求めるものです。

審査の結果、第３号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

第４号報告、豊後高田市税特別措置条例の一部改正については、過疎法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定め

る省令等の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和６年３月30日に専決処分したので、承認を求めるものです。

審査の結果、第４号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君）　社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君）　社会文教委員会、委員長報告をいたします。

去る６月20日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案２件、報告１件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第29号議案、令和６年度豊後高田市一般会計補正予算（第２号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、衛生費では、秋以降に開始が予定される65歳以上の高齢者等に対する新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する経費が計上されています。

審査の中で委員から、接種について対象者に通知するのかとの質疑があり、執行部からは、今回の新型コロナワクチン接種については、Ｂ類ということで、個人の予防のために行う定期接種となるため、これまでのＡ類のような通知はしない。周知については、ホームページ等で行うとの答弁がありました。

また、ワクチン接種の自己負担を軽減できない理由についての質疑があり、執行部からは、新型コロナウイルスのワクチン接種は、Ｂ類の定期接種に法的に位置づけられたことで、インフルエンザや高齢者の肺炎球菌ワクチンと同様になる。Ｂ類の自己負担額は、ワクチン接種費用の概ね３割であり、ご理解をいただきたいとの答弁がありました。

審査の結果、第29号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第33号議案、豊後高田市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第33号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第５号報告、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い、早急に所用の規定の整備を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和６年３月30日に専決処分したので、承認を求めるものです。

審査の中で委員から、国保税の５割軽減並びに２割軽減の軽減判定所得基準の拡大による本市での影響世帯数についての質疑があり、執行部からは、令和６年度の課税状況による本年２月での見込みとして、軽減判定所得の基準の拡大では、５割軽減の対象世帯は現行の504世帯から513世帯となり、９世帯の増加、２割軽減の対象世帯は、現行の297世帯から304世帯となり、７世帯の増加見込みであるとの答弁がありました。

また、審査の中で委員から、議案質疑でもあったが、１月26日の通知を調べてみた。これは、各都道府県知事あてに厚生労働省保険局長から健康保険法施行令の一部を改正する政令の交付という形で通知をされているようである。１月26日に出されたのなら３月議会に提案できたのではないかという点について、議案質疑でも指摘があったが、もう少し詳細を聞きたいとの質疑があり、執行部からは、国保の保険者である市町村が、国保の被保険者から費用負担を徴収する方法は２種類あり、１つは、国民健康保険法に基づく国民健康保険料、もう１つが地方税法に基づく国民健康保険税である。

どちらを選ぶかは保険者である市町村の裁量となっており、本市は地方税法に基づく国民健康保険税で徴収している。

本年１月26日の国の通知は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布についての通知であり、国民健康保険料として徴収している自治体に関係する通知と考えている。

一方で、本市は地方税法の規定に基づく地方税法施行令が根拠となっており、この政令の改正は、本年３月30日に公布され、４月１日から施行されたところである。

なお、地方税法の規定では、後期高齢者支援金等課税額は、政令で定める金額を超えることができないとされており、また、低所得者に対する減額についても、政令の定める基準に従い、当該市町村の条例で定めるところにより減額するものとされていることから、今回の条例改正では根拠となる政令で定める金額や基準が必要となるも、３月議会の時点では、本市が採用している国民健康保険税条例の改正の根拠となる改正後の地方税法施行令は公布されて

おらず、根拠となる政令が正式に公布される前に議会に条例改正の提案を行うのは適当ではないと考えたことから、地方自治法の規定に基づく専決処分を行わせていただき、今議会に報告を行ったところである。根拠となる政令の違いということで理解をいただきたいとの答弁がありました。

その他、県内の自治体の徴収方法などについての質疑があり、執行部からは、県内18市町村全て国民健康保険税で徴収しており、18市町村中、本市を含め17市町村が専決処分をしている。１市のみ６月議会に提案すると聞いているとの答弁がありました。

審査の結果、第５号報告については、報告の趣旨を認め､全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君）　産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君）　産業建設委員長報告をいたします。

去る６月21日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案４件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第29号議案、令和６年度豊後高田市一般会計補正予算（第２号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、農林水産業費では、放牧経営の新規参入や規模拡大に取り組む事業者に対する放牧地の整備等の支援に要する経費及び肉用牛の新たな担い手を確保するための新規就農者の支援に要する経費が計上されています。

また、田染真木地区におけるレストラン新築事業に要する経費が増額されています。

土木費では、木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修に係る補助金を増額する事業費が計上されています。

審査の中で委員から、肉用牛担い手確保総合対策事業の対象地域などについての質疑があり、執行部からは、牛舎での飼育は、荒尾の１件、放牧での飼育は、城前の山手の１件であるとの答弁がありました。

また、審査の中で委員から、建築物安全ストック形成事業の対象地域及び希望者数についての質疑があり、執行部からは、市内全域が対象であり、過去３年間で耐震改修の申込みはゼロ件だったが、能登半島地震後、南海トラフ地震の心配もあり、本年は２件の要望があるとの答弁がありました。

審査の結果、第29号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第30号議案、令和６年度豊後高田市下水道事業会計補正予算（第１号）は、社会資本整備総合交付金事業に伴う国費の精算による過年度補助金等返納金が計上されています。

審査の結果、第30号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第34号議案、豊後高田市立地企業従業員用住宅条例の一部改正については、立地企業従業員用住宅の入居要件を緩和し、本市の定住の促進を図るため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第34号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第35号議案、豊後高田市営住宅条例の一部改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第35号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君）　以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　皆さんおはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

私は、第５号報告、国民健康保険税条例の一部改正について反対討論をいたします。

私は、これまで議会で何度も取り上げてきましたように、本市の国保税は、市民の所得に比べてみて高過ぎます。これまでも高く取り過ぎまして、黒字を出しまして、今や国保の基金は、被保険世帯にし

ますと１世帯当たり８万2,000円にもなります。だからこれの一部を活用して、今やるべきは税率を改正し、国保税を引き下げる、市民の負担を軽くすることだと思います。しかし、今提案されております、この審議をされております議案は、市長が今年の３月30日に専決処分をして、直接影響する問題としては、国保税の賦課限度額を106万円に引き上げるなどの議案であります。そして、議会に対しては、報告をして事後承認を求めるというものです。

私は、反対の理由の１つとしてですね、こういう国保に加入している方々が直接影響を受ける議案ですので、やはり私は、先ほど保険料と保険税の違いの問題で、３月31日に地方税法が可決したんじゃから、それに基づいて専決処分したことは何ら問題ないという報告がありましたけどね。これは弁明であって、私の調査では１月26日の閣議決定されている、これは保険料についても保険税についても同じなんですよね。だから、それは他市でも実施してるように３月議会、あるいは６月議会で市長が提案をして、皆さんの意見を聞いて、よく議論をして決定をすべき課題だと思うのに、毎回こういう形で市長の権限を使った専決処分ということで、もう議会軽視ということで私は同意できません。

２つ目はですね、この国が示している国民健康保険施行令の一部改正ではですね、今、委員長報告あったような大きく２つの問題があるんですけど、そのうちのこの賦課限度額を２万円引き上げる問題ですね、２万円引き上げるんであればですね、それはやむを得ないと私は百歩譲って同意するとしてもですね、合わせてですね、国の通達では、それは富裕層から引き上げて、富裕層からまともに税金取ってもいいよと、その分は中間層の負担軽減をせよという形で、いわゆる、国保税については所得割、均等割、平等割と３種類あるんですけど、そのうちの所得割については引き下げることが可能ということを示しているんですよね。文書見ますとイメージ図まで示してですね、可能ですよと。ところが、私が何度も言うように、豊後高田のこの国保税のうちの医療費についてはですね、医療費分の所得割は10.40％なんですね。これは、大分県18市町村調べて分かりますが、大分県では２番目に高いんです。だから、いわゆる富裕層についてはね、それは２万円上がったと、しかし中間層については全然下げないから変わらないんですよね。所得に比べて高過ぎるんですよ。これは下げるべきなんです。それを下げないで、国の通達ではそれと併せてやれとなっているが、併せてやってないんです。ただ上限上げただけでしょ。佐々木市長になってからもう６回の改正で、高田では累計で17万円上げてるんですよね。そればっかり、取れるとこから取ると。しかし中間層を下げてないんですよ。ここが問題なんですね。だから私は、同じ改正するんならば本会議に諮って、そこら辺もね、国保運営協議会にも諮ってみて、やっぱり高い。しかもため込み金があるんだから、その一部を活用すればできるんだから、もうやるべきではないかということで、それをやらないで、ただ限度額引き上げだけなので反対をいたします。

今後の問題としてですね、高田の場合は、市民の所得に比べて国保税があまりにも高いんですよね。だから、税金の収納率見ても、大分県でも非常に悪いほうなんですよね。納めたくても納められない市民が多過ぎるということなんですから、やはり、私が度々指摘しているように、ため込み金の一部を活用して国保税を下げる。さらに今後安定的な国保の運営を進めていくためには、やっぱり佐々木市長が政治力を発揮してですね、国の政治を変えることなんです。国の国保に対する負担率を上げる。負担額を増やす。そのために努力をしてもらってですね、安定的な国保の運営ができるように、市長が、天下の佐々木市長ですからね、大きな力を発揮してもらいたいということを要望いたしまして、この議案に対する反対討論を終わります。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長（安東正洋君）　以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の一括採決するもののうち、反対のありました第５号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するもののうち、反対のありました第５号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第５号報告について、起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。以後、起立採決の際は同様にお願いいたします。

第５号報告は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安東正洋君）　起立多数であります。

よって、第５号報告は委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（安東正洋君）　日程第２、第36号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君）　提案理由の説明に先立ちまして、うれしい報告をさせていただきます。

昨日の６月24日に、国の文化審議会から、六郷山が国の史跡に指定するにふさわしいとの答申が出されたところでございます。

この六郷山は、平安時代以降に整備された国東半島の天台宗寺院や岩屋の総称で、山の寺の代表である都甲地区の長安寺、谷に位置する寺の代表である天念寺と香々地地区の夷岩屋、国東市の岩戸寺の各境内が、1,300年以上続く六郷満山文化の一部として評価をいただき、近く国の史跡に指定される予定でございます。本市においては、既に史跡指定されております熊野磨崖仏、附元宮磨崖仏及び鍋山磨崖仏と国宝である富貴寺大堂を有する富貴寺境内に続き３件目となります。

これまで、寺院や岩屋を守ってこられた地元関係者の皆さまに深く感謝を申し上げる次第でございます。

今回の国の答申は、個別の寺院ではなく、国東半島の天台宗寺院の複合体、六郷山として評価を受けたことから、関連する史跡の保護や活用の取組に対しましても、大変励みになるものと感じております。また、本市には、全国に誇れる歴史ある文化財や美しい景観が数多くございますので、今後におきましても、保全はもとよりさらに磨きをかけることで、地域全体の交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

第36号議案の令和６年度一般会計補正予算（第３号）につきましては、7,458万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、189億6,026万9,000円となります。

補正予算の内容につきましては、国が実施する物価高騰への支援でございまして、所得税及び住民税の定額減税において、減税しきれないと見込まれる納税義務者への調整給付金と令和６年度において新たに住民税非課税及び住民税均等割のみ課税となった世帯を対象とした物価高騰緊急支援金に係る事業費を増額するものでございます。

本事業につきまして、早期に支給事務の準備を進めるため、令和６年１月22日に補正予算の専決処分を行っておりましたが、国の通知に基づき令和６年度の住民税賦課決定により算定いたしましたところ、対象者の増加等に伴いまして、事業費に不足が生じたものでございます。

何とぞ、慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君）　お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、第36号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○議長（安東正洋君）　16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　日本共産党の大石忠昭であります。

市長から追加提案されました第36号議案の補正予算について質疑をいたします。

市長から今ありましたように、１月に専決処分をされて、３月議会で審議をしました。その内容を国のほうの通達に基づいてもう１回精査して、追加をするということになったということで理解できます。簡単にですね、何点か質問をしますが、２つの問題がありますからね。

１つは、税務課長ともう１つは社会福祉課長に簡単に質疑をします。

前回の豊後高田の場合、早い時期に補正予算を提案してですね、早く事務を進めていることは、やっぱり佐々木市長の下で職員の皆さんもよく頑張ると評価をしておきます。よそはもう一遍に出したところが多いもんだから、新聞見ても額が大きいですね。うちの場合は１回出して２回目だからね、これなん

ですけども。質疑は、今回の国の通知に基づいて精査したところによると、対象者がですね、税務課の関係の対象者、いわゆる定額減税にならないですね、その基礎が今までは何人見ておって、今後何人増えて、対象が何人だと。今までは、答弁では3,300人と述べてましたわね。今度は実は、もっとこれだけ増えて、人数では４千何百人ということだと思うんですけどね。それを述べてもらいたい。

それからですね、私が理解できないので聞きたいんだけども、これ増えたということは、ただ国の通知だけじゃなくて、いわゆる市民の皆さんが所得申告をした結果、前の年に比べてみて実は所得が減ってるんじゃないかなと思うんですけどね。それは分からないけど。まあそういうように、住みたい田舎全国ランキングトップ、トップとあるけれどもね、実際は市民の所得というのはね、減ってるんじゃないかなあと、これは佐々木市長の問題じゃなくて、今の国の政治が１番問題だと思うんじゃけども。その辺がなぜ前よりも増えたというのをどういうように私たちは見たらいいのか、分かればね説明してもらったらと思います。実は、それはそうじゃないんですよということがに、なってもいいから説明してください。

３つ目はね、定額減税になる方は税金をその分控除してもらう。それは分かるんじゃけども、これで調整給付金として、それぞれの口座に振り込んでもらうということは、本人が、本人のところに確認書を送って、その確認書を返送しない限り市は支給できないと思うんですね。それで、ゆうべも花いろで話題になるんですよ。この問題どうなるんか、どうなるんかと。みんな感心持っとるんじゃけどね。うちは、この前ん時７万円、あるいは10万円もらえんかったんじゃけん、今度も云々と出るんです。分かるようにね、こういうように、いつから皆さんのところに、いわゆる今回追加補正をするこの分を含めてですね、この調整交付金については、こういう方については税金から控除するんではなくて、直接市が払うんですから、通知をするので早く返信してくださいよと。返信があれば市のほうではすぐやるんですということを市民に分かるようにね、知らせていただいたら市民の皆さん助かると思いますので、心得として早く出せば、１番早い人でですね、今までの豊後高田の場合ね、社会福祉課の職員の皆さん努力して、大分県で１番早く出してきたんですよ、こちらの分はね。今度の場合は、定額減税の分は税務課の担当になっているようですけどね。これについても早く返信をしてくれれば、早い方でいつぐらいから給付を受けるのかね、それも市民に分かるように知らせてもらいたい。それだけにしておきます。

今度は、社会福祉課長についてはね、今回の私の理解では、所得申告に基づいて、結果は非課税世帯に新たになった、あるいは均等割のみになった方を対象に７万円、10万円を支給するという予算ですわね。それが、前の時ちょっと資料見ましたら、前の補正予算では1,200世帯で、人数は1,977人となってるんですけども、今度のいわゆる申告に基づいた確定の結果、何世帯、何人増えたことになるのかですね。この方については、もう既に通知をしているというように確か聞いてるんじゃけど、６月に通知はもうしてるんですかね。通知をしてるとなれば、その方々も確認書を、そのとおりですよということで、返信しないと支給されませんわね。いくら待っちょっても支給されないですわね。一人一人に電話で確認なんちゅうことも大変なことやからね。そうではなくて、今までの例がありますので、もう本当に通知が終わってるのか、全員ね。終わっとれば、早い方では、この７万円、10万円というのはいつから支給できるのか、市民に分かるように説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（安東正洋君）　税務課長、瀬々信吉君。

○税務課長（瀬々信吉君）　それでは、第36号議案の令和６年度一般会計補正予算（第３号）についての質疑にお答えをいたします。

まず初めに、定額減税における調整給付の内容につきまして、改めてご説明をさせていただきます。

まず、定額減税制度は、令和６年度税制改正により賃金上昇が物価高騰に追いついていない国民の負担を緩和するために、デフレ脱却の一時的な措置として実施されるものです。減税額につきましては、納税者と扶養親族１人につき、個人住民税で１万円、国の所得税で３万円を減額するものです。ここまでが定額減税の内容ですが、この住民税、所得税合わせて１人当たり４万円の定額減税額が、納めるべき税額から控除しきれないと見込まれる方へ定額減税不足分を給付するものが調整給付となります。

こういった制度でありますけど、まず最初に、１月時点の専決時の対象者数からどうなったかということでございますが、専決時につきましては、納税義務者数の単位となりますが、4,214人を見込んでお

りました。今回算定をいたしましたところ、対象となる納税者数につきましては4,285人と71名の増加になったところであります。

対象者数につきましては、そこまで大きく増えたものではありませんが、２点目にご質疑いただきました増えた要因としてですが、先ほどもありましたように、国からの通知というか、国から当初は、制度の内容については詳細な設計をされておらず、徐々に示されてきたところ、こちらのほうで算定するタイミング、令和６年度の住民税の算定が６月になりますので、その算定を行ったところ、分かったことが市県民税と所得税、２つの税目がありますが、いずれかの税目がゼロ円の場合は定額減税のしようがないので、調整給付の対象になると認識していなかったんですが、最終的には、いずれかの税目がゼロ円、個人住民税がゼロ円の場合、所得税があれば定額減税の対象となり、ゼロ円でも調整給付の対象。逆に、住民税が税額があり所得税がない場合、当初は、こちらのほうは住民税の定額減税をしきれない分に対して調整給付と考えておったんですが、それが所得税がゼロの場合は、定額減税相当分、１人当たり３万円、それで扶養人数によって、３人の扶養があり、自分を含めて４人分になると12万円、そういった金額も調整給付として支出になるとなったところであります。ですので、先ほどありました所得が減ったというわけではなくて、国の制度で示されてなかったものが徐々に分かってきたところ、こちらと認識の違いがあったというところが大きいところであります。

それと３点目の今後のスケジュールでありますが、先ほどありました確認書のほうを、今の予定といたしましては、７月上旬、もう来週になりますけど、来週に対象者に送付させていただく予定で現在、準備を進めております。

また、回答方法といたしましては、返信封筒による郵送であったり、市役所の各庁舎への持ち込み、インターネット回答を予定しております。

確認書の回答をいただき次第、７月19日から順次、お届けいただいた口座に振込をさせていただくこととしています。

なお、確認書の提出期限につきましては、10月末日までとさせていただくこととしております。振込につきましても11月末日までに完了の予定となっております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君）　それでは、大石議員の物価高騰緊急支援金事業についてのご質疑にお答えをいたします。

まず、当初見込んでいた人数から増員された人数についてでございますけれども、本事業、令和５年１月に専決させていただいた際に見込んでおりました令和６年度に新たに住民税非課税、もしくは住民税均等割のみ課税世帯となる世帯につきましては、約370世帯と見込んでおりました。しかしながら、積算の時期が１月であったこと、そして、この決定においては、令和６年度の住民税課税状況に応じて決定をされるということでありまして、６月14日の賦課決定日での精査をいたしましたところ、今回、追加で予算要求をさせていただきました約300世帯について不足が生じるということが見込まれておりますので、今回の補正となった経過がございます。

それから、通知を既にしているという状況でございますけれども、現在、本市の課税状況などで給付対象となる世帯、これにつきましては約360世帯でございますけれども、先に繰越明許費として令和６年度へ繰り越した予算を元にですね、給付が可能であることから、既に６月17日に確認書を送付をさせていただいております。もう既に返送もいただいておりまして、中の書類の確認、それから振込の手続き等に入っているところでございます。

しかしながら、12月１日以降に転入などされた５世帯につきましては、本市での課税状況が不明でございますので、今後、申請書等をお送りをさせていただく中で、前年度、令和５年度の住民税課税状況及び令和６年度の課税状況、こういったものを確認をさせていただきながら、対象となる世帯については、振込をさせていただきたいと思っております。

なお、最初の振込につきましては、現在確認書をご返送いただいている方については、概ね７月の５日頃を目途に口座のほうに振込をさせていただきたいと思っております。

それから、確認書のご提出、その後ご提出いただいた方についても２週間ほどで口座のほうに振り込めるのではないかいうふうに思っております。通帳のほうをご確認をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　税務課長にもう一度ですね、市民の皆さんにご理解していただいたらいいと思いますので、質問するんですけれども、いわゆる定額減税で次の税金から控除をするんではなくて、いわゆる所得が低いためにですね、調整給付金として支給するという方については、市のほうから通知をするんだが、それに対して返信をしなければ給付が受けられませんよと。そういう人がですね、どういう対象かということを、ちょっともう少し分かりやすく、私は分かってるんですけどね、市民に分かりやすい言葉で、どういう対象の人に通知がいつまでには行くんだから、それを返してくれと。返せばね、なるべく早く本人にも４万円、その他云々とあるわけですね。それで一番少ない人では、これでいくらで、一番多い方で、世帯でいくらというのもちょっと分かるように説明してもらえませんかね。お願いします。

○議長（安東正洋君）　税務課長、瀬々信吉君。

○税務課長（瀬々信吉君）　それでは、再質疑にお答えいたします。

調整給付の対象となる方について詳しく説明をということでございますが、納めるべき税額、市県民税においては令和５年中の所得を基にしておりますので、確定したものになりますが、それに合わせて、定額減税の金額が入った明細を６月の給与なり、年金なりですね、順次示されていくことになると思うんですが、基本的には住民税１人当たり１万円、扶養があれば、扶養が３人あれば４人分の４万円、所得税につきましては３万円ですので、先ほどの例で、４人分であれば12万円が定額減税額となります。

それに対しまして、自分が納めるべき税額が住民税で、先ほどの例の４万円の住民税に対して４万円の定額減税額があるんですけど、本来納めるべき税額が２万円しかないと、そういった方については、２万円の調整給付。そして、所得税のほうについては、先ほどの例で言いますと、12万円の定額減税額があるんですが、本来12万円も納めていないという方に対しまして、所得税については、これは令和６年１月から12月の額でいくんですが、今時点では見込みで、令和５年中の確定申告、令和６年の３月に確定申告ともしくは給与の方でしたら、年末調整された額の所得税に対して、先ほど申し上げました定額減税額のほうが大きくなる場合、なる方に対しまして調整給付といった形で計算をさせていただきまして、来週、７月になって早々にですね、確認書という形で送らせていただきまして、そして、早く返事をいただけましたら、７月19日から口座へ振り込ませていただき、締切りを10月末としておりますので、それまでに申し込みをしていただければ、口座のほうに振り込みさせていただくこととなります。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　税務課長それで結構です。

あと、社会福祉課長にですね、この物価高騰緊急支援金についてですね、これも対象者になるべく早く支給するようにしてもらいたいという意味なんでですね、もう既に、あと対象者の中で文書が届いてない、あと何人が対象者になっているかということが数字的に分かりますかね。

返信されればね、なるべく早く市民の皆さんに支給してもらいたいと思いますんで、ちょっと数字を出してもらえませんか。

○議長（安東正洋君）　市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君）　それでは、大石議員の再質疑にお答えをいたします。

現在、課税情報を基に確認書という形で関係書類をお送りしている世帯が363世帯ほどございます。そのうち、今日現在の返信の数は確認しておりませんけれども、昨日時点で４割程度確認書はご返送いただいているものと記憶しております。ただ、不備等がある場合もございますので、お電話などで中身の確認などさせていただいているケースもございますので、今完全に処理が終わったものの数は把握しておりません。ご了承いただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げました、今後申請書という形でお送りをさせていただく数でございますけれども、これは、課税情報を私ども、本市では持ち合わせてない方でございますので、はっきりとした人数は、大変申し訳ございませんが申し上げようがございません。ただ、転入などの異動によってですね、税情報を持ち合わせてない方が380世帯から390世帯ほどございまして、そのうちの８割程度今回見込んで予算を要求をさせていただいております。

今回の場合、転入者の方で外国人の方等も多いということもございますので、比較的柔軟に対応できるよう、不足の生じないよう予算額については大きくなってくるのではないかというふうに思っておりますが、そういったものについては、この予算成立後、早急にですね、申請書、関係書類をですね、５

世帯のほうに送付させていただき、ご返送後、先ほども申し上げましたが、２週間程度で振込ができるよう、準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

（○16番（大石忠昭君）　終わります）

○議長（安東正洋君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第36号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（安東正洋君）　日程第３、第37号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君）　提案理由のご説明を申し上げます。

第37号議案は、教育委員会委員の任命についてでございまして、本年７月１日をもって任期が満了する教育委員会委員に、新たに桑原　猛氏を任命したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ、慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君）　お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、第37号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第37号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、第37号議案については、これに同意することに決しました。

○議長（安東正洋君）　日程第４、第38号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君）　提案理由のご説明を申し上げます。

第38号議案は、公平委員会委員の選任についてでございまして、本年６月30日をもって任期が満了する公平委員会委員に近藤幸一氏を再任したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ、慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君）　お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、第38号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　討論なしと認め、討論を終

結いたします。

これより第38号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、第38号議案については、これに同意することに決しました。

○議長（安東正洋君）　しばらく休憩いたします。

午前11時10分　休憩

午前11時10分　再開

○議長（安東正洋君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第５、第39号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君）　提案理由のご説明を申し上げます。

第39号議案は、固定資産評価員の選任についてでございまして、固定資産評価員に税務課長の瀬々信吉氏を選任したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ、慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君）　お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、第39号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第39号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、第39号議案については、これに同意することに決しました。

○議長（安東正洋君）　しばらく休憩いたします。

午前11時11分　休憩

午前11時12分　再開

○議長（安東正洋君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第６、意見書案第１号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

３番、中尾　勉君。

○５番（中尾　勉君）　意見書案の提案理由説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書案。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

また、2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、2025年度に完了となります。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。きめ細かい教育活動を進めるために、そして子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、少人数学級の実現、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備の実現に向け、次の２項目が実現されるよう国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものです。

要望事項といたしましては、１点目、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。

２点目、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元することであります。

以上、本意見書について、議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君）　大変失礼いたしました。先ほど、中尾　勉君を３番と言いましたけど、５番の間違いでございます。ご了承願いたいと思います。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第１号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、意見書案第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第１号は原案のとおり可決されました。

○議長（安東正洋君）　以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和６年第２回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労でございました。

午前11時18分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長　　安　東　正　洋

豊後高田市議会議員　　菅　　健　雄

豊後高田市議会議員　　大　石　忠　昭